

おなだか 勝 事務所 | 〒173-0024 板橋区大山金井町 47-11 大山サンハイツ1階D号室 TEL 03-5926-8065 FAX 03-5926-8066
Mail onamasa.10.10@jcom.home.ne.jp HP http://onamasa.com

◇おなだか 勝は、日々、活動中！ 令和2年もあなたの家計を豊かにするために 民主主義を守るために頑張ります！

- 1960年6月6日生まれ 59歳 ● 1964年東京オリンピックの時に現在地に転入 ● 板橋区立大山小、板二中、都立小石川高校を経て1984年東京学芸大学教育学部卒
- 学習塾勤務、経営を経て、平成7年以来6期24年間板橋区議会議員として活動
- 板橋二中同窓会会長、板橋二中剣道部外部指導員、小石川紫友同窓会副会長 ● 大山青少年剣友会顧問、江戸神輿幸會睦青年会会長



◆桜に酔いしれ、長い春を謳歌する安倍政権を退陣に追い込みましょう！

1. 桜を見る会疑惑

● ジャパンライフ元会長を招待したのは誰だ？

2015年にジャパンライフ元会長が招待され、その招待状が顧客獲得のために利用された。全国で被害額が2400億円とも言われており、一方、回収額はわずか4億円である。招待状整理番号60番は総理枠ではないかという疑問に答えない政府の姿勢は問題！

● 招待者名簿を破棄するとは何事か！

野党が招待者名簿の提出を要求したその日に名簿をシュレッダーにかけて廃棄。さらにその後、電子データも消去したのは悪質そのもの。無かったことにするのは安倍政権の常套手段。招待者選考は、当初、各界で功績、功労のあった方々が対象としていた。ならば、招待者名簿の公表は名誉であり、個人情報云々の問題は当たらない！元会長を含み、怪しい方々が呼ばれていた事が発覚するのを恐れたのではないかな？

● 桜を見る会前日の安倍総理後援会のパーティーの疑惑

高級ホテルで5000円会費のパーティーが成立するわけもなく、安倍後援会が差額を負担したのならば、公職選挙法違反。ホテル側が負担したのならば企業団体献金と見なされ、政治資金規正法違反。まさか公費を使って負担まではしていないだろうが、パーティーを行っておいて、その収支報告をしないのは問題だ。安倍総理は、「ホテルの領収書を参加者個人に渡したから後援会の収入も支出もなく収支報告書に記載する必要はない」と説明しているが、総理自らが収支報告のごまかし方を示しているのがわからないのだろうか。



2. 大学入試改革の頓挫

● 大学入学共通テストの改革の目玉は誰の構想？

安倍総理の肝いりで2013年に教育再生実行会議での提言を基に議論が始まった。当時の下村博文文部科学大臣の主導により実現を目指してきたが、改革の目玉である英語の民間試験の導入と数学と国語の記述式問題の導入は、萩生田文科大臣により延期となった。

● 導入における問題点

確かに英語4技能取得は必要であるが、英語の民間試験実施には経済的状況や全国の試験会場などの状況によって、受験生にとって公平な制度なのか、また多くの大学で採用しないなどの問題が取り沙汰されていた。記述式問題の実施においては、50万人以上の受験

生が参加する中で採点者による公平・公正さが担保できないのではないかな？また、自己採点との実際との乖離が払拭できないまま、国立大に出願するのは受験生の不安をあおることになる。

● 受験生の不安を払拭しなくてはならない

今回の英語民間試験導入、記述式問題導入の見送りは、制度設計の甘さ、公平・公正な試験ではないという点であまりに拙速過ぎて、当然の結論と言える。受験生の不安の声をくみ上げたとも言えるが、萩生田文科大臣の「身の丈発言」によるところも大きい。そういう意味では、結果的に萩生田文科大臣のおかげさま（もちろん皮肉です）。

3. 憲法改正

●自民党の改憲4項目は？

①9条に自衛隊の明記

私は自衛隊が違憲とは思っていない。集団的自衛権の行使は認められないが、専守防衛の考えの中で自衛隊は絶対に必要だと考えている。しかし、もし9条に自衛隊を明記されれば、後から加えた項が現行憲法9条の1項、2項に示された戦争放棄・戦力不保持・交戦権の否認を犯す恐れがあるので、これには反対である。安倍さんは何も変わらないと言っているが、自民党案では「必要な自衛の措置をとる」ための自衛隊と書いている。これまで「必要最小限度」の実力組織とされてきた自衛隊が制限なく使われるようになりかねない。

②緊急事態条項

大災害の緊急時に国会が機能しなくなった場合に内閣が政令を制定して対応するという理屈だが、すでに災害対策基本法・大規模地震対策特別措置法・原子力災害対策特別措置法など、災害に対応する法整備はで

きている。緊急事態だからと言って、内閣が行政権に加え、国会を超えて立法権まで持てるようにすることは権力の乱用につながる恐れもあり必要ない。

③合区の解消

鳥取と島根、徳島と高知の合区を解消したいのは自民党が単に議席を増やしたいだけの提案であり、1票の格差解消の方が尊重されるべきである。むしろ国民の声がきちんと反映されるよう選挙制度を検討し現行憲法にあるように法律で定めればよい。

④教育の無償化の明記

義務教育は無償と明記しているが、高等教育無償化と幼児教育の完全無償化に向けて努力をしている状況下では法整備だけで十分である。憲法改正に理解を示してくれそうなものとして採用したい意向が透けて見える。

●憲法議論を封じ込めてはならない

各党から、必要と思える改憲事項、加憲事項を公表して、堂々と憲法審査会において通年議論が必要。

◆令和元年は、台風災害の多い年でした。

15号・19号・21号の被災地の皆様に少しでもお役に立てればと、党を挙げて、各級議員・職員が被災地支援ボランティアに参加したり、義援金のお願いに街角に立たせていただいています。



新宿駅東南口で玉木代表と



渋谷スクランブル交差点で



東上線成増駅北口で

●下記のように、日本赤十字社を通じて義援金を受け付けております。皆様の温かいご支援をよろしくお願い申し上げます。

<台風15号千葉県災害義援金>

- ・受付期間 2019年9/18～2020年3/31
- ・10/31現在の受付金額 6億4555万円
- ・義援金受付 日本赤十字社

①ゆうちょ銀行 00100－8－451648

②銀行

三井住友銀行	すずらん支店	普通 2787549
三菱UFJ銀行	やまびこ支店	普通 2105547
みずほ銀行	クヌギ支店	普通 0620448

<台風19号災害義援金>

- ・受付期間 2019年10/16～2020年3/31
- ・10/31現在の受付金額 28億6509万円
- ・義援金受付 日本赤十字社

①ゆうちょ銀行 00190－8－515005

②銀行

三井住友銀行	すずらん支店	普通 2787555
三菱UFJ銀行	やまびこ支店	普通 2105553
みずほ銀行	クヌギ支店	普通 0620464

◆おなだか 勝 政経懇談会開催

- ・日 時 令和2年3月1日（日）18：30開会
- ・場 所 板橋区立文化会館4階大会議室 大山駅または板橋区役所駅徒歩4分
- ・会 費 4,000円（当日お支払いください）
- ・お申込み メール masaru3566@gmail.com または FAX 5926－8066で
ご住所・お名前をお知らせください。